

令和7年7月

お客さま各位

北星信用金庫

## 「破産管財人等特殊口座開設手数料」新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、当金庫では、下記のとおり手数料を新設いたします。

お客さまにはご負担をおかけいたしますが、今後もサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新設する手数料

破産管財人等特殊口座開設手数料

#### 2. 適用開始日

令和7年8月1日（金）

#### 3. 対象となる口座名義種類

次に準ずる目的で作成された名称の預金口座

破産管財人、相続財産管理人、相続財産清算人、相続財産預かり口、不在者財産管理人、遺言執行者、遺産承継人、遺言整理受任者 等

#### 4. 手数料金額

一口座開設につき、11,000円（消費税込み）

#### 5. 支払方法

口座開設時に窓口でお支払いください。

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上